

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税・森林環境税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、個人住民税・森林環境税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和7年9月30日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税及び森林環境税の賦課に関する事務
②事務の内容	<p>1 概要 地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、個人住民税及び森林環境税(以下、「個人住民税」という。)の賦課課税及び税務調査を実施している他、課税状況調等の統計資料の作成、申請により、個人住民税に係る課税証明・非課税証明を発行している。 森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、個人住民税の均等割に併せて賦課徴収を行う。 上記に関する事務のうち、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 納税義務者の判定 2) 課税資料の個人特定 3) 配偶者や扶養者の個人特定 4) 賦課決定及び税額決定等の通知 5) 課税証明書・非課税証明書の発行 6) 賦課情報の提供(中間サーバー) 7) 税務調査(減免申請、扶養適否調査) 8) 相続人代表者に関する情報管理 9) 官公署等による照会に対する回答
③対象人数	<p>＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	個人住民税システム(MICJET MISALIO)
②システムの機能	<p>1 課税対象者管理機能 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。</p> <p>2 課税支援連携処理機能 当初課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。</p> <p>3 当初課税処理機能 当初課税支援システムから当初課税用データを取り込み、賦課計算を行い、賦課情報を作成する。</p> <p>4 課税情報管理機能 賦課決定した所得、控除、税額等の情報を管理する。住民税の徴収方法や納期、納期毎の税額の情報を管理する。特別徴収義務者(事業者)の特別徴収税額等の情報を管理する。</p> <p>5 異動、更正処理機能 所得、控除等に変更が生じた場合に住民税更正処理を行う。退職等により特別徴収税額に異動が生じた場合に徴収方法変更処理を行う。</p> <p>6 扶養情報管理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。</p> <p>7 通知書等発行機能 普通徴収及び特別徴収に関する通知書を発行する。</p> <p>8 照会・発行処理機能 各種データの照会と所得証明書、課税(非課税)証明書を発行する。</p> <p>9 公的年金特別徴収事務機能 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。</p> <p>10 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (コンビニ交付システム、課税原票管理システム、自治体中間サーバ)</p>

システム2~5	
システム2	
①システムの名称	申告支援システム(The確定申告V)
②システムの機能	<p>1 確定申告管理機能 確定申告書データの取込、宛名特定、データ補正。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [] その他 ()</p>
システム3	
①システムの名称	課税原票管理システム(TomaForce)
②システムの機能	<p>1 課税原票の管理機能 1) 課税原票の画像取込、疑似イメージ作成。 2) 課税原票の保存・検索・閲覧。 3) 課税原票と個人住民税システムの連携。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム(電子申告等・年金特徴システム、国税連携システム)
②システムの機能	<p>1 審査システム 1) 電子申請及び申告受付機能 ・給与特別徴収事務に関する税額決定通知データの送信。 ・給与特別徴収事務に関する異動届出書等の受付・審査・照会。 ・給与支払報告書、公的年金支払報告書、寄附金(申告特例)の受付・審査・照会。 2) 公的年金等特別徴収機能 ・公的年金等特別徴収事務に関するデータの送受信。 2 国税連携システム 1) 国税連携データの管理機能 ・国税連携データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロード。 2) 法定調書データの管理機能 ・法定調書データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロード。 3) 団体間回送機能 ・団体間回送受信、他団体へ団体間回送ファイルの送信。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	コンビニ交付システム(MICJET コンビニ交付)
②システムの機能	<p>1 発行機能 ・証明書の発行 2 連携機能 ・コンビニエンスストアからの定められた電文レイアウトに基づく証明書の申請書データの授受 ・証明書出力データの送信 ・発行履歴データの税務システムへの反映</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [] その他 ()</p>

システム6~10	
システム6	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(MICJET 番号連携サーバー)
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名の管理機能 ・住民記録システムより宛名情報を取込、団体内統合宛名番号を付番。 ・団体内統合宛名番号と個人番号を紐付けて、宛名情報等を保存管理。</p> <p>2 中間サーバー連携機能 ・中間サーバー又は端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知。</p> <p>3 既存システム連携機能 ・既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知。</p> <p>4 権限管理機能 ・団体内統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>※団体内統合宛名番号とは、団体内統合宛名システムで、個人又は法人(事業所等)を識別するために付番されている番号を指す。団体内統合宛名番号は地方公共団体内で用いられる固有の番号である。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体統合宛名番号」と紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークを介して、特定個人情報(連携情報)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存業務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 システム上のセキュリティ情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム8	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	1 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面または機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (マイナポータル申請管理)
システム9	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	1 個人住民税について、オンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (個人住民税申告ポータル)
システム10	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1 業務別データベースへの申請データの格納 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号し、各業務用フォルダに申請データを格納する機能 2 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 3 個人住民税システムとの申請データ連携 個人住民税システムに申請データを連携する機能
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (マイナポータル申請管理)

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 番号法別表24の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表第48項</p> <p>2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部市民税課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p>[システム用ファイル] <選択肢></p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日現在市内に住所を有する個人、市外の被扶養者。
④記録される項目	<p>[100項目以上] <選択肢></p> <p>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号)</p> ・連絡先等情報 <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報</p> ・業務関係情報 <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 災害関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> 1 識別情報 <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者を特定するため 2 連絡先情報 <ul style="list-style-type: none"> ・申告内容の確認等による連絡手段のため ・賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため 3 業務関係情報 <ol style="list-style-type: none"> 1) 国税関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の所得税係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うため 2) 地方税関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・算出した個人住民税に基づき、税額通知・課税証明等の帳票印刷を行うため 3) 生活保護関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護関連の給付情報に基づき、個人住民税の非課税の判定を行うため 4) 年金関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[<input type="radio"/>] 本人又は本人の代理人
		[<input type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、社会援護課)
		[<input type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構)
		[<input type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体)
		[<input type="radio"/>] 民間事業者 (紙与支払者、公的年金支払報告者(日本年金機構を除く))
②入手方法		[<input type="radio"/>] その他 ()
		[<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ
		[<input type="radio"/>] 電子メール [<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="radio"/>] 庁内連携システム
		[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム
③使用目的 ※		[<input type="radio"/>] その他 (eLTAX(審査システム、国税連携システム)、住民基本台帳ネットワークシステム マイナポータル申請管理)
		1 申告、届出の受付
		2 課税資料の調査、照会
		3 税額の算出、決定、変更、通知
④使用の主体		4 証明書の発行事務等を行うため
		使用部署 財政部市民税課
		使用者数 <選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 各種申告書等の受付事務 1) 申告情報(申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金等支払報告書)から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 2) 住記情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 3) 生活保護情報等から非課税、控除を把握する。 4) 他自治体へ資料の回送を行う。
		2 各種申告情報等から個人住民税の賦課、通知に関する事務 1) 記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 2) 決定情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘を依頼。納品された税額決定通知書を市から納税義務者又は特別徴収義務者に通知する。 3) 住登外課税者について、他自治体へ第294条第3項通知を作成・送付する。
情報の突合		3 紙与所得者の異動に関する事務 1) 特別徴収義務者からの紙与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。
		4 証明書発行、更正に関する事務 1) 課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税証明書を発行する。 2) 更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。
⑥使用開始日		5 調査事務 1) 情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。 2) 市外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除要件を見たしているか確認するため、情報提供ネットワークを通じて照会を行う。
		・住基情報と、申告情報、生活保護等と情報を突合して、非課税者を確認する。【上記1】 ・住基情報と、申告情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記1】 ・住基情報と、地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記2】

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1 課税資料のデータパンチ作業		
①委託内容		紙媒体の課税資料(給与支払報告書・年金支払報告書・住民税申告書)のデータパンチ作業
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 エイチ・シー・シー
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2~5		
委託事項2		個人住民税システムの運用・保守
①委託内容		個人住民税システムの運用・保守及びバックアップ
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan 株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の承諾請求を書面により提出させ、本市の承諾を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	個人住民税システムの運用・保守
委託事項3 申告支援システムの運用・保守		
①委託内容		申告支援システムの運用・保守
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		NECソリューションイノベータ 株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の承諾請求を書面により提出させ、本市の承諾を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	申告支援システムの運用・保守

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (72) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (73) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定する情報照会者(別添3を参照。)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定する項番(別添3を参照。)	
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定する特定個人情報事務(別添3を参照。)	
③提供する情報	個人住民税情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、市外の被扶養者。	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
移転先1	番号法第9条第1項別表に規定する事務の実施所管課(別添4を参照。)	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法第9条第2項(別添4を参照。)	
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表に規定する事務(別添4を参照。)	
③移転する情報	個人住民税情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、市外の被扶養者。	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	庁内連携システムを通じて特定個人情報の提供依頼があったとき	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	1 紙媒体及び磁気媒体 <ul style="list-style-type: none"> ・保管は、専用書庫で施錠管理を行う。 ・廃棄は、庁内にある個人情報専用の廃棄場所で一時保管後、溶解処理を行っている。 2 データ <ul style="list-style-type: none"> ・保管は、ICカードによる入室管理制限のある部屋に設置したサーバーで行っている。 ・データ消去は、サーバーデータ消去後、物理破壊している。
7. 備考	なし

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別添参照

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名				
個人住民税情報ファイル				
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)				
リスク：目的外の入手が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	<p>1 窓口や郵送による入手</p> <p>1) 窓口受付では、身分証明書、申告資料等の確認を徹底。不要な個人情報入手防止に努めている。</p> <p>2) 郵送受付では、受付書類の内容を厳密に確認、特定個人情報の漏えい防止に努めている。</p> <p>3) 他自治体に課税権がある者の申告資料等は、速やかに資料回送を行う。情報の保有保管を行わず、回送履歴のみを管理している。</p> <p>2 eLTAXシステム(審査システム、国税連携システム)による入手</p> <p>1) アクセス権限や参照項目を制限することで、不要な個人情報入手防止に努めている。</p> <p>2) 他自治体に課税権がある者の申告資料等は、速やかに資料回送を行う。情報の保有保管を行わず、回送履歴のみを管理している。</p> <p>3 マイナポータル申請管理における入手</p> <p>1)個人番号の提出が必要な者の用件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p>			
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>			
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
<p>1 紙媒体及び磁気媒体の情報は、専用書庫で施錠管理している。</p> <p>2 電子申告等データは、LGWAN回線を使用し、第三者による不正な情報取得を防いでいる。</p> <p>3 庁内システム連携は、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークを運用することで、漏えいリスクを軽減している。</p>				
3. 特定個人情報の使用				
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	<p>1 個人住民税自システムでは、事務に不要な情報を保有しない。</p> <p>2 個人住民税システムでは、アクセス権限や利用可能項目を制限している。</p> <p>3 個人住民税システムでは、アクセスログから点検することを可能としている。</p>			
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>			
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>			
具体的な管理方法	<p>1 特定個人情報を参照する必要がある職員及び委託先事業者を特定し、参照可否を判断後に個人単位でID・PASS設定、生体認証の登録を行うことでアクセス権限や利用可能項目を制限している。</p> <p>2 個人単位に割り当てたID・パスワードは不正利用を防止するため、定期的に更新を行っている。</p> <p>3 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</p>			
その他の措置の内容	<p>1 不正利用防止のためシステムの操作履歴を記録し、ログ監視を行う。</p> <p>2 不正利用防止のため一定時間操作が行なわれなかった場合は、強制ログアウトを実施している。</p>			
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[] 委託しない			
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めている					
規定の内容	1 秘密保持義務 2 委託する業務の遂行に必要な範囲を超える事業所内からの特定個人情報の持ち出し禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告を行うこと 9 必要があると認めるときは、委託先に対して実施の監査、調査等を行うこと					
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない					
具体的な方法	委託者及び受託者の管理監督のもと、委託者と同様のセキュリティを担保する。					
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 特に力を入れている 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置						
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[] 提供・移転しない			
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク						
特定個人情報の提供・移転に関するルール	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めている					
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 番号法の規定により、その範囲を厳格に遵守し提供・移転を行うこととしている。 2 鈴鹿市議会個人情報保護条例及び施行規則等において厳格な規定のもと運用している。					
その他の措置の内容	ID及びPASS制限をかけるとともに、操作ログ等により管理・監視している。					
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 特に力を入れている 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)における他のリスク及びそのリスクに対する措置						
USBメモリ・CDへの書き込みについて、全庁的監視システムにより制御する。						

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 当市における措置</p> <p>1) ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。</p> <p>2) 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行っている。</p> <p>2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムより情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	<p>リスクへの対策は十分か</p> <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>		

リスク2：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 当市における措置</p> <p>1) ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。</p> <p>2) 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行っている。</p> <p>2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>1) 情報提供機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リスト(※2)を情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3) 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
	<p>リスクへの対策は十分か</p> <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置)</p> <p>1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作やオンライン連携を抑止する仕組みになっている</p> <p>2) 情報連携に限り情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行なわれるリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置)</p> <p>1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとの通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>

7. 特定個人情報の保管・消去								
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
①事故発生時手順の策定・周知	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[<input type="checkbox"/> 発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし						
その内容								
再発防止策の内容								
その他の措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
<p>1 紙媒体及び磁気媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管は、専用書庫で施錠管理を行う。 ・廃棄は、庁内にある個人情報専用の廃棄場所で一時保管後、溶解処理を行っている。 <p>2 データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管は、ICカードによる入室管理制限のある部屋に設置したサーバーで行っている。 ・データ消去は、サーバーデータ消去後、物理破壊している。 ・保管期間を経過したものは、適宜システムから削除している。 								
8. 監査								
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
具体的な方法	<p>1 <u>当市における指針</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 特定個人情報を取り扱う職員に対し、個人番号の取扱いにかかる注意事項を含む、番号制度についての理解を深め、意識向上を図ることとする。 特定個人情報を取り扱う事務の受託事業者に対し、契約書に別記「個人情報取扱特記事項」を添付し、 秘密保持、目的外利用の禁止や違反行為を行った者の罰則規定についても明記している。また、個人番号の取扱にかかる注意事項を含む、番号制度についての社内教育を徹底するよう要請する。 <p>2 中間サーバー・プラットホームにおける措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットホームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 中間サーバー・プラットホームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 							
10. その他のリスク対策								
<p>1 中間サーバー・プラットホームにおける措置</p> <p>中間サーバー・プラットホームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの提言、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム引用・監視を実施する。</p>								

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒085-8505 鈎路市黒金町7丁目5番地 鈎路市 総合政策部 市民協働課市民協働係 電話(代表)0154-23-5151
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒085-8505 鈎路市黒金町7丁目5番地 鈎路市 財政部 市民税課市民税係 電話(代表)0154-23-5151(内線3141)
②対応方法	問合せ等については、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録及び文書による回答を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第17号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 10, 15, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117項)	番号法第19条第17号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 15, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117項)	事前	法令上の根拠の見直しのため
平成29年5月10日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 萩野 茂	市民税課長 佐藤 文一	事後	重要な変更に当たらないため(人事異動)
平成29年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)提供先9 ②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による療育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	用途内容の見直しのため
平成29年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置、又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	用途内容の見直しのため
平成29年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)移転先3 ②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	用途内容の見直しのため
平成29年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)移転先7 ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	用途内容の見直しのため
平成29年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)移転先8 ②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	用途内容の見直しのため
平成29年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)移転先10 ②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	用途内容の見直しのため
平成29年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)移転先11 ②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	用途内容の見直しのため

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 55件	提供を行っている 56件	事前	法令上の根拠の見直しのため
平成31年3月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の 印鑑	市民税課長 佐藤 文一	課長	事後	重要な変更に当たらないため(人事異動)
令和7年2月25日	全体	別添を参照	別添を参照	事後	評価書の見直しにより新規作成
令和7年9月26日	I 基本情報 2 システム3	確定申告受付システム(確定申告システム)	削除(システム4 以降を繰り上げ)	事後	用途内容の見直しのため
令和7年9月26日	I 基本情報 2 システム4	eLTAXシステム(審査システム、国税連携システム)	eLTAXシステム(電子申告等・年金特徴システム、国税連携システム)	事後	用途内容の見直しのため
令和7年9月26日	I 基本情報 2 システム8 9 10	新規追加	個人住民税ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム	事前	制度改正のため
令和7年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①データの収集	eLTAX(審査システム、国税連携システム)、住民基本台帳ネットワークシステム	eLTAX(審査システム、国税連携システム)、住民基本台帳ネットワークシステム マイナポータル申請管理	事前	制度改正のため
令和7年9月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	移転を行っている(72件)	移転を行っている(73件)	事前	制度改正のため
令和7年9月26日	別添3 提供先一覧	別添を参照	別添を参照	事後	用途内容の見直しのため
令和7年9月26日	別添4 移転先一覧	別添を参照	別添を参照	事後	用途内容の見直しのため

別添1

<個人住民税情報ファイル(全ての記録項目)>

令和7年1月31日現在

個人基本	76	年金特徴判定	56	減免率3期	132	所得控除額030
1 タイムスタンプ日付	77	利用者予備項目	57	減免率4期	133	所得控除区分031
2 タイムスタンプ時刻		個人基本メモ	58	減免率随1	134	所得控除額031
3 予備	1	タイムスタンプ日付	59	減免率随2	135	所得控除区分032
4 年度	2	タイムスタンプ時刻	60	減免開始日	136	所得控除額032
5 宛名コード	3	予備	61	変更納期限1期	137	所得控除区分033
6 宛名区分	4	年度	62	変更納期限2期	138	所得控除額033
7 賦課期日区分	5	宛名コード	63	変更納期限3期	139	所得控除区分034
8 性別	6	メモ内容	64	変更納期限4期	140	所得控除額034
9 生年月日	7	住登地住所コード	65	変更納期限随1	141	所得控除区分035
10 世帯コード	8	住登地住所	66	変更納期限随2	142	所得控除額035
11 続柄コード	9	メモ本年度のみ	67	確定延滞金計算区分	143	所得控除区分036
12 生活保護該当区分	10	課税地住所コード	68	決定日	144	所得控除額036
13 本人専従区分	11	課税地住所	69	オンライン決定フラグ	145	所得控除区分037
14 事業所家屋敷区分	12	予備項目数字1	70	通知書番号	146	所得控除額037
15 被扶養区分	13	予備項目数字2	71	所得控除件数	147	所得控除区分038
16 障害者区分	14	予備項目漢字1	72	所得控除情報領域	148	所得控除額038
17 署員区分	15	予備項目漢字2	73	所得控除区分001	149	所得控除区分039
18 署天区分	16	予備項目文字1	74	所得控除額001	150	所得控除額039
19 個人コメント1	17	予備項目文字2	75	所得控除区分002	151	所得控除区分040
20 個人コメント2		賦課	76	所得控除額002	152	所得控除額040
21 個人コメント3	1	タイムスタンプ日付	77	所得控除区分003	153	所得控除区分041
22 個人コメント4	2	タイムスタンプ時刻	78	所得控除額003	154	所得控除額041
23 賦課氏名力ナ	3	予備	79	所得控除区分004	155	所得控除区分042
24 賦課氏名漢字	4	年度	80	所得控除額004	156	所得控除額042
25 賦課住所区分	5	宛名コード	81	所得控除区分005	157	所得控除区分043
26 賦課住所コード	6	賦課連番	82	所得控除額005	158	所得控除額043
27 賦課住所番地	7	徴収区分	83	所得控除区分006	159	所得控除区分044
28 賦課住所枝番	8	賦課レコード状態	84	所得控除額006	160	所得控除額044
29 賦課住所小枝番	9	処理コード	85	所得控除区分007	161	所得控除区分045
30 賦課住所	10	更正事由	86	所得控除額007	162	所得控除額045
31 賦課住所方書	11	異動年月日	87	所得控除区分008	163	所得控除区分046
32 新規フラグ	12	清算	88	所得控除額008	164	所得控除額046
33 配偶者宛名コード	13	開始期	89	所得控除区分009	165	所得控除区分047
34 徴収希望	14	済月	90	所得控除額009	166	所得控除額047
35 納通発送区分	15	開始月	91	所得控除区分010	167	所得控除区分048
36 納通発送日	16	更新年月日	92	所得控除額010	168	所得控除額048
37 市申発送区分	17	更新時分	93	所得控除区分011	169	所得控除区分049
38 未申告区分	18	更新職員番号	94	所得控除額011	170	所得控除額049
39 294条通知日	19	消除区分	95	所得控除区分012	171	所得控除区分050
40 通報年月日	20	優先資料区分	96	所得控除額012	172	所得控除額050
41 扶養照会区分	21	優先資料番号	97	所得控除区分013	173	所得控除区分051
42 扶養照会年月日	22	給与合算区分	98	所得控除額013	174	所得控除額051
43 申告書発送済区分	23	受給者番号	99	所得控除区分014	175	所得控除区分052
44 国保加入区分	24	非課税区分	100	所得控除額014	176	所得控除額052
45 世帯外被扶養区分	25	控対配	101	所得控除区分015	177	所得控除区分053
46 世帯外扶養情報	26	配特区分	102	所得控除額015	178	所得控除額053
47 世帯外扶養区分1	27	扶養同老人数	103	所得控除区分016	179	所得控除区分054
48 世帯外扶養宛名コード1	28	扶養老人数	104	所得控除額016	180	所得控除額054
49 世帯外扶養氏名1	29	扶養他人数	105	所得控除区分017	181	所得控除区分055
50 世帯外扶養区分2	30	扶養特定人數	106	所得控除額017	182	所得控除額055
51 世帯外扶養宛名コード2	31	障害同特人數	107	所得控除区分018	183	所得控除区分056
52 世帯外扶養氏名2	32	障害特人數	108	所得控除額018	184	所得控除額056
53 世帯外扶養区分3	33	障害他人數	109	所得控除区分019	185	所得控除区分057
54 世帯外扶養宛名コード3	34	扶障配分区分	110	所得控除額019	186	所得控除額057
55 世帯外扶養氏名3	35	本人特障	111	所得控除区分020	187	所得控除区分058
56 世帯外扶養区分4	36	本人他障	112	所得控除額020	188	所得控除額058
57 世帯外扶養宛名コード4	37	夫あり	113	所得控除区分021	189	所得控除区分059
58 世帯外扶養氏名4	38	未成年	114	所得控除額021	190	所得控除額059
59 世帯外扶養区分5	39	老年者	115	所得控除区分022	191	所得控除区分060
60 世帯外扶養宛名コード5	40	寡婦一般	116	所得控除額022	192	所得控除額060
61 世帯外扶養氏名5	41	寡婦特別	117	所得控除区分023	193	所得控除区分061
62 合併前自治体コード	42	寡天	118	所得控除額023	194	所得控除額061
63 固有情報	43	勤労学生	119	所得控除区分024	195	所得控除区分062
64 更新年月日	44	本人専従	120	所得控除額024	196	所得控除額062
65 更新時分	45	事業所家屋敷	121	所得控除区分025	197	所得控除区分063
66 更新職員番号	46	均等割区分	122	所得控除額025	198	所得控除額063
67 予備項目数字1	47	本人希望徴収区分	123	所得控除区分026	199	所得控除区分064
68 予備項目数字2	48	青色申告区分	124	所得控除額026	200	所得控除額064
69 予備項目漢字1	49	専従配偶者	125	所得控除区分027	201	所得控除区分065
70 予備項目漢字2	50	専従他人数	126	所得控除額027	202	所得控除額065
71 予備項目文字1	51	生活保護取扱区分	127	所得控除区分028	203	分離譲渡条文情報領域
72 予備項目文字2	52	次年度市申発送	128	所得控除額028	204	分離譲渡条文区分1
73 障害者年金区分	53	特徴給報資料番号	129	所得控除区分029	205	分離譲渡条文コード1
74 遺族年金区分	54	減免率1期	130	所得控除額029	206	分離譲渡条文区分2
75 ひとり親区分	55	減免率2期	131	所得控除区分030	207	分離譲渡条文コード2

別添1

<個人住民税情報ファイル(全ての記録項目)>

令和7年1月31日現在

208	分離譲渡条文区分3	284	居住年月日	42	所得控除額017	118	所得控除額055
209	分離譲渡条文コード3	285	計算値老年者区分	43	所得控除区分018	119	所得控除区分056
210	分離譲渡条文区分4	286	期割額7	44	所得控除額018	120	所得控除額056
211	分離譲渡条文コード4	287	期割額8	45	所得控除区分019	121	所得控除区分057
212	分離譲渡条文区分5	288	変更納期限随3	46	所得控除額019	122	所得控除額057
213	分離譲渡条文コード5	289	変更納期限随4	47	所得控除区分020	123	所得控除区分058
214	分離譲渡条文区分6	290	減免割合	48	所得控除額020	124	所得控除額058
215	分離譲渡条文コード6	291	減免理由	49	所得控除区分021	125	所得控除区分059
216	月別情報	292	税移減税区分	50	所得控除額021	126	所得控除額059
217	月割額01	293	年金特徴計算	51	所得控除区分022	127	所得控除区分060
218	月別特徴指定番号01	294	年金特徴停止月	52	所得控除額022	128	所得控除額060
219	月別特徴個人番号01	295	本徴収停止依頼日	53	所得控除区分023	129	所得控除区分061
220	月割額02	296	扶養年少人数	54	所得控除額023	130	所得控除額061
221	月別特徴指定番号02	297	扶養成年人数	55	所得控除区分024	131	所得控除区分062
222	月別特徴個人番号02	298	本徴収更正月	56	所得控除額024	132	所得控除額062
223	月割額03	299	利用者予備項目1	57	所得控除区分025	133	所得控除区分063
224	月別特徴指定番号03	300	拡張済期	58	所得控除額025	134	所得控除額063
225	月別特徴個人番号03	301	拡張開始期	59	所得控除区分026	135	所得控除区分064
226	月割額04	302	期割額9	60	所得控除額026	136	所得控除額064
227	月別特徴指定番号04	303	期割額10	61	所得控除区分027	137	所得控除区分065
228	月別特徴個人番号04	304	期割額11	62	所得控除額027	138	所得控除額065
229	月割額05	305	期割額12	63	所得控除区分028	139	所得控除区分066
230	月別特徴指定番号05	306	期割額13	64	所得控除額028	140	所得控除額066
231	月別特徴個人番号05	307	期割額14	65	所得控除区分029	141	所得控除区分067
232	月割額06	308	変更納期限5	66	所得控除額029	142	所得控除額067
233	月別特徴指定番号06	309	変更納期限6	67	所得控除区分030	143	所得控除区分068
234	月別特徴個人番号06	310	変更納期限7	68	所得控除額030	144	所得控除額068
235	月割額07	311	変更納期限8	69	所得控除区分031	145	所得控除区分069
236	月別特徴指定番号07	312	変更納期限9	70	所得控除額031	146	所得控除額069
237	月別特徴個人番号07	313	変更納期限10	71	所得控除区分032	147	所得控除区分070
238	月割額08	314	賦課強制修正フラグ	72	所得控除額032	148	所得控除額070
239	月別特徴指定番号08	315	印刷用更正事由	73	所得控除区分033	149	所得控除区分071
240	月別特徴個人番号08	316	延滞金手動計算区分	74	所得控除額033	150	所得控除額071
241	月割額09	315	利用者予備項目2	75	所得控除区分034	151	所得控除区分072
242	月別特徴指定番号09	賦課溢れ		76	所得控除額034	152	所得控除額072
243	月別特徴個人番号09	1	タイムスタンプ日付	77	所得控除区分035	153	所得控除区分073
244	月割額10	2	タイムスタンプ時刻	78	所得控除額035	154	所得控除額073
245	月別特徴指定番号10	3	予備	79	所得控除区分036	155	所得控除区分074
246	月別特徴個人番号10	4	年度	80	所得控除額036	156	所得控除額074
247	月割額11	5	宛名コード	81	所得控除区分037	157	所得控除区分075
248	月別特徴指定番号11	6	賦課連番	82	所得控除額037	158	所得控除額075
249	月別特徴個人番号11	7	徴収区分	83	所得控除区分038	159	所得控除区分076
250	月割額12	8	所得控除情報領域	84	所得控除額038	160	所得控除額076
251	月別特徴指定番号12	9	所得控除区分001	85	所得控除区分039	161	所得控除区分077
252	月別特徴個人番号12	10	所得控除額001	86	所得控除額039	162	所得控除額077
253	期別情報	11	所得控除区分002	87	所得控除区分040	163	所得控除区分078
254	期割額1	12	所得控除額002	88	所得控除額040	164	所得控除額078
255	期割額2	13	所得控除区分003	89	所得控除区分041	165	所得控除区分079
256	期割額3	14	所得控除額003	90	所得控除額041	166	所得控除額079
257	期割額4	15	所得控除区分004	91	所得控除区分042	167	所得控除区分080
258	期割額5	16	所得控除額004	92	所得控除額042	168	所得控除額080
259	期割額6	17	所得控除区分005	93	所得控除区分043	169	所得控除区分081
260	警告コード1	18	所得控除額005	94	所得控除額043	170	所得控除額081
261	警告コード2	19	所得控除区分006	95	所得控除区分044	171	所得控除区分082
262	警告コード3	20	所得控除額006	96	所得控除額044	172	所得控除額082
263	警告コード4	21	所得控除区分007	97	所得控除区分045	173	所得控除区分083
264	警告コード5	22	所得控除額007	98	所得控除額045	174	所得控除額083
265	警告コード6	23	所得控除区分008	99	所得控除区分046	175	所得控除区分084
266	エラーコード1	24	所得控除額008	100	所得控除額046	176	所得控除額084
267	エラーコード2	25	所得控除区分009	101	所得控除区分047	177	所得控除区分085
268	エラーコード3	26	所得控除額009	102	所得控除額047	178	所得控除額085
269	エラーコード4	27	所得控除区分010	103	所得控除区分048	179	所得控除区分086
270	エラーコード5	28	所得控除額010	104	所得控除額048	180	所得控除額086
271	エラーコード6	29	所得控除区分011	105	所得控除区分049	181	所得控除区分087
272	同一生計控配外	30	所得控除額011	106	所得控除額049	182	所得控除額087
273	ひとり親	31	所得控除区分012	107	所得控除区分050	183	所得控除区分088
274	所得金額調整控除区分子特	32	所得控除額012	108	所得控除額050	184	所得控除額088
275	予備項目数字1	33	所得控除区分013	109	所得控除区分051	185	所得控除区分089
276	予備項目数字2	34	所得控除額013	110	所得控除額051	186	所得控除額089
277	予備項目漢字1	35	所得控除区分014	111	所得控除区分052	187	所得控除区分090
278	予備項目漢字2	36	所得控除額014	112	所得控除額052	188	所得控除額090
279	森林環境税非課税区分	37	所得控除区分015	113	所得控除区分053	189	所得控除区分091
280	予備項目文字1	38	所得控除額015	114	所得控除額053	190	所得控除額091
281	予備項目文字2	39	所得控除区分016	115	所得控除区分054	191	所得控除区分092
282	還付加算金起算日設定	40	所得控除額016	116	所得控除額054	192	所得控除額092
283	住宅特定取得以外	41	所得控除区分017	117	所得控除区分055	193	所得控除区分093

別添1

<個人住民税情報ファイル(全ての記録項目)>

令和7年1月31日現在

194	所得控除額093	38	特徴月別人員07	9	予備項目文字1	73	所得控除額013
195	所得控除区分094	39	特徴月割額08	10	予備項目文字2	74	所得控除区分014
196	所得控除額094	40	特徴月別人員08	11	利用者予備項目	75	所得控除額014
197	所得控除区分095	41	特徴月割額09	資料		76	所得控除区分015
198	所得控除額095	42	特徴月別人員09	1	タイムスタンプ日付	77	所得控除額015
199	所得控除区分096	43	特徴月割額10	2	タイムスタンプ時刻	78	所得控除区分016
200	所得控除額096	44	特徴月別人員10	3	予備	79	所得控除額016
201	所得控除区分097	45	特徴月割額11	4	年度	80	所得控除区分017
202	所得控除額097	46	特徴月別人員11	5	資料区分	81	所得控除額017
203	所得控除区分098	47	特徴月割額12	6	資料番号	82	所得控除区分018
204	所得控除額098	48	特徴月別人員12	7	宛名コード	83	所得控除額018
205	所得控除区分099	49	更新年月日	8	氏名カナ	84	所得控除区分019
206	所得控除額099	50	更新時分	9	生年月日	85	所得控除額019
207	所得控除区分100	51	更新職員番号	10	特徴指定番号	86	所得控除区分020
208	所得控除額100	52	予備項目数字1	11	特徴個人番号	87	所得控除額020
209	予備項目文字1	53	予備項目数字2	12	受給者番号	88	所得控除区分021
過年度		54	月割充当額01	13	控対配	89	所得控除額021
1	タイムスタンプ日付	55	月割充当額02	14	配特区分	90	所得控除区分022
2	タイムスタンプ時刻	56	月割充当額03	15	扶養同老人数	91	所得控除額022
3	予備	57	月割充当額04	16	扶養老人数	92	所得控除区分023
4	課税年度	58	月割充当額05	17	扶養他人数	93	所得控除額023
5	宛名コード	59	月割充当額06	18	扶養特定人数	94	所得控除区分024
6	過年度連番	60	月割充当額07	19	障害同特人数	95	所得控除額024
7	過年度枝番	61	月割充当額08	20	障害特人数	96	所得控除区分025
8	調定年度	62	月割充当額09	21	障害他人数	97	所得控除額025
9	過年度増分税額	63	月割充当額10	22	扶養配含区分	98	分離譲渡条文情報領域
10	過年度納期限	64	月割充当額11	23	本人特障	99	分離譲渡条文区分1
11	過年度通知日	65	月割充当額12	24	本人他障	100	分離譲渡条文コード1
12	変更納期限	66	納税者ID	25	夫あり	101	分離譲渡条文区分2
13	決定日	67	総括表発送区分	26	未成年	102	分離譲渡条文コード2
14	賦課連番	68	受取方法	27	老年者	103	分離譲渡条文区分3
15	更新年月日	69	納税義務者受取方法	28	寡婦一般	104	分離譲渡条文コード3
16	更新時分	70	予備項目文字1	29	寡婦特別	105	分離譲渡条文区分4
17	更新職員番号	71	予備項目文字2	30	寡夫	106	分離譲渡条文コード4
18	予備項目数字1	72	利用者予備項目	31	勤労学生	107	分離譲渡条文区分5
19	予備項目数字2	事業所基本メモ		32	本人専従	108	分離譲渡条文コード5
20	予備項目文字1	1	タイムスタンプ日付	33	事業所家屋敷	109	分離譲渡条文区分6
21	利用者予備項目	2	タイムスタンプ時刻	34	均等割区分	110	分離譲渡条文コード6
事業所基本		3	予備	35	本人希望徵収区分	111	専従者情報
1	タイムスタンプ日付	4	年度	36	青色申告区分	112	専従者生年月日1
2	タイムスタンプ時刻	5	特徴指定番号	37	専従配偶者	113	専従者給与額1
3	予備	6	メモ内容	38	専従他人数	114	専従者宛名コード1
4	年度	7	通知先アドレス	39	生活保護取扱区分	115	専従者生年月日2
5	特徴指定番号	8	予備項目数字1	40	次年度市申発送	116	専従者給与額2
6	決定日	9	予備項目数字2	41	乙欄区分	117	専従者宛名コード2
7	宛名コード	10	予備項目漢字1	42	中途就退区分	118	専従者生年月日3
8	報告人数	11	予備項目漢字2	43	中途就退年月日	119	専従者給与額3
9	納入書発送区分	12	予備項目文字1	44	課税対象外区分	120	専従者宛名コード3
10	納通等返送区分	13	予備項目文字2	45	電話番号	121	専従者生年月日4
11	納通等返送日	従業員		46	所得控除件数	122	専従者給与額4
12	納特区分	1	タイムスタンプ日付	47	所得控除情報領域	123	専従者宛名コード4
13	納特開始年月	2	タイムスタンプ時刻	48	所得控除区分001	124	専従者生年月日5
14	納特終了年月	3	予備	49	所得控除額001	125	専従者給与額5
15	非課税人数	4	年度	50	所得控除区分002	126	専従者宛名コード5
16	普徴区分	5	特徴指定番号	51	所得控除額002	127	配偶者生年月日
17	通知書出力区分	6	特徴個人番号	52	所得控除区分003	128	配偶者宛名コード
18	個人番号配番区分	7	決定日	53	所得控除額003	129	扶養者情報
19	官公庁区分	8	宛名コード	54	所得控除区分004	130	扶養者生年月日1
20	総括表記正有無	9	賦課連番	55	所得控除額004	131	扶養者宛名コード1
21	給報受付日	10	従業員状態	56	所得控除区分005	132	扶養者控除額1
22	事業所異動事由	11	予備項目数字1	57	所得控除額005	133	扶養者生年月日2
23	特徴最終個人番号	12	予備項目数字2	58	所得控除区分006	134	扶養者宛名コード2
24	特徴月別情報	13	予備項目漢字1	59	所得控除額006	135	扶養者控除額2
25	特徴月割額01	14	予備項目漢字2	60	所得控除区分007	136	扶養者生年月日3
26	特徴月別人員01	15	予備項目文字1	61	所得控除額007	137	扶養者宛名コード3
27	特徴月割額02	16	予備項目文字2	62	所得控除区分008	138	扶養者控除額3
28	特徴月別人員02	17	利用者予備項目	63	所得控除額008	139	扶養者生年月日4
29	特徴月割額03	事業所管理		64	所得控除区分009	140	扶養者宛名コード4
30	特徴月別人員03	1	タイムスタンプ日付	65	所得控除額009	141	扶養者控除額4
31	特徴月割額04	2	タイムスタンプ時刻	66	所得控除区分010	142	扶養者生年月日5
32	特徴月別人員04	3	予備	67	所得控除額010	143	扶養者宛名コード5
33	特徴月割額05	4	特徴指定番号	68	所得控除区分011	144	扶養者控除額5
34	特徴月別人員05	5	宛名コード	69	所得控除額011	145	扶養者生年月日6
35	特徴月割額06	6	予備項目数字1	70	所得控除区分012	146	扶養者宛名コード6
36	特徴月別人員06	7	予備項目数字2	71	所得控除額012	147	扶養者控除額6
37	特徴月割額07	8	予備項目漢字1	72	所得控除区分013	148	扶養者生年月日7

別添1

<個人住民税情報ファイル(全ての記録項目)>

令和7年1月31日現在

149 扶養者宛名コード7	11 所得控除額002	12 決定日	27 予備項目数字2
150 扶養者控除額7	12 所得控除区分003	13 更新年月日	28 予備項目漢字1
151 警告コード1	13 所得控除額003	14 更新時分	29 予備項目文字1
152 警告コード2	14 所得控除区分004	15 更新職員番号	30 予備項目文字2
153 警告コード3	15 所得控除額004	16 予備項目数字1	事業所資料番号
154 警告コード4	16 所得控除区分005	17 予備項目数字2	1 タイムスタンプ日付
155 警告コード5	17 所得控除額005	18 予備項目漢字1	2 タイムスタンプ時刻
156 警告コード6	18 所得控除区分006	19 予備項目文字1	3 予備
157 エラーコード1	19 所得控除額006	20 予備項目文字2	4 年度
158 エラーコード2	20 所得控除区分007	21 利用者予備項目	5 特徴指定番号
159 エラーコード3	21 所得控除額007	システム管理	
160 エラーコード4	22 所得控除区分008	1 タイムスタンプ日付	6 資料番号
161 エラーコード5	23 所得控除額008	2 タイムスタンプ時刻	7 更新年月日
162 エラーコード6	24 所得控除区分009	3 予備	8 更新時分
163 摘要欄存在フラグ	25 所得控除額009	4 年度	9 更新職員番号
164 更新年月日	26 所得控除区分010	5 番号区分	10 予備項目数字1
165 更新時分	27 所得控除額010	6 最終区分	11 予備項目数字2
166 更新職員番号	28 所得控除区分011	7 最終連番	12 予備項目漢字1
167 特別徴収義務者コード	29 所得控除額011	8 DB識別区分	13 予備項目漢字2
168 住控対象外区分	30 所得控除区分012	9 予備項目文字1	14 予備項目文字1
169 扶養年少人數	31 所得控除額012	10 予備項目数字2	15 予備項目文字2
170 年少扶養生年月日1	32 所得控除区分013	11 予備項目漢字1	16 利用者予備項目
171 年少扶養宛名コード1	33 所得控除額013	12 予備項目漢字2	税率
172 年少扶養生年月日2	34 所得控除区分014	13 予備項目文字1	1 タイムスタンプ日付
173 年少扶養宛名コード2	35 所得控除額014	14 予備項目文字2	2 タイムスタンプ時刻
174 年少扶養生年月日3	36 所得控除区分015	15 利用者予備項目	3 予備
175 年少扶養宛名コード3	37 所得控除額015	被扶養専従者	
176 扶養成年人数	38 所得控除区分016	1 タイムスタンプ日付	5 市民税率テーブル
177 成年扶養生年月日1	39 所得控除額016	2 タイムスタンプ時刻	6 市民税率
178 成年扶養宛名コード1	40 所得控除区分017	3 予備	7 市民税率課税標準額1
179 成年扶養生年月日2	41 所得控除額017	4 年度	8 市民税率税率1
180 成年扶養宛名コード2	42 所得控除区分018	5 宛名コード	9 市民税率速算控除1
181 成年扶養生年月日3	43 所得控除額018	6 履歴連番	10 市民税率課税標準額2
182 成年扶養宛名コード3	44 所得控除区分019	7 主宛名コード	11 市民税率税率2
183 居住年月日	45 所得控除額019	8 主世帯コード	12 市民税率速算控除2
184 住宅特定取得以外	46 所得控除区分020	9 被扶養専従者区分	13 市民税率課税標準額3
185 年少扶養生年月日4	47 所得控除額020	10 被扶養区分	14 市民税率税率3
186 年少扶養宛名コード4	48 所得控除区分021	11 消除区分	15 市民税率速算控除3
187 住控適用数	49 所得控除額021	12 被扶養専従異動事由	16 市民税率テーブル
188 住控区分1回目	50 所得控除区分022	13 異動年月日	17 市民税率
189 居住年月日2回目	51 所得控除額022	14 更新年月日	18 市民税率課税標準額1
190 住控区分2回目	52 所得控除区分023	15 更新時分	19 市民税率税率1
191 配偶者フリガナ	53 所得控除額023	16 更新職員番号	20 市民税率速算控除1
192 扶養者フリガナ1	54 所得控除区分024	17 予備項目数字1	21 市民税率課税標準額2
193 扶養者フリガナ2	55 所得控除額024	18 予備項目数字2	22 市民税率税率2
194 扶養者フリガナ3	56 所得控除区分025	19 予備項目漢字1	23 市民税率速算控除2
195 扶養者フリガナ4	57 所得控除額025	20 予備項目漢字2	24 市民税率課税標準額3
196 扶養者フリガナ5	58 所得控除区分026	21 予備項目文字1	25 市民税率税率3
197 扶養者フリガナ6	59 所得控除額026	22 利用者予備項目	26 市民税率速算控除3
198 扶養者フリガナ7	60 所得控除区分027	退職調定	
199 年少扶養フリガナ1	61 所得控除額027	1 タイムスタンプ日付	28 住民税均等割
200 年少扶養フリガナ2	62 所得控除区分028	2 タイムスタンプ時刻	29 住民税均等割市均等割
201 年少扶養フリガナ3	63 所得控除額028	3 予備	30 住民税均等割県均等割
202 年少扶養フリガナ4	64 所得控除区分029	4 公金日	31 住民税均等割非課税限度額
203 同一生計控配外	65 所得控除額029	5 整理番号	32 住民税均等割調整加算額
204 申告特例回送元団体コード	66 所得控除区分030	6 消除区分	33 住民税控除額テーブル
205 利用者予備項目	67 所得控除額030	7 連番	34 住民税控除額基礎控除
206 ひとり親	68 給報摘要欄	8 全件検索キー	35 住民税控除額配偶者控除一般
207 所得金額調整控除区分子特	69 予備項目数字1	9 領収日	36 住民税控除額配偶者控除老人
208 所得金額調整控除フリガナ	70 予備項目数字2	10 調定年度	37 住民税控除額扶養控除一般
209 所得金額調整控除年生年月日	71 予備項目漢字1	11 課税年度	38 住民税控除額扶養控除老人
210 所得金額調整控除宛名コード	72 予備項目漢字2	12 年月分	39 住民税控除額扶養控除同居老
211 特定配当等の申告不要	73 予備項目文字1	13 特徴指定番号	40 住民税控除額扶養控除同特
212 退職手当有扶養親族等区分	74 予備項目文字2	14 納付額	41 住民税控除額扶養控除同特加
213 予備項目文字3	異動		42 住民税控除額扶養控除特定
資料溢れ	1 タイムスタンプ日付	15 支払額	43 住民税控除額扶養控除特定同
1 タイムスタンプ日付	2 タイムスタンプ時刻	16 調定額	44 住民税控除額障害者控除普通
2 タイムスタンプ時刻	3 予備	17 更正受理日	45 住民税控除額障害者控除特別
3 予備	4 宛名コード	18 人数	46 住民税控除額寡婦控除
4 年度	5 更新日付	19 市民税額	47 住民税控除額寡婦加算控除
5 資料区分	6 更新時刻	20 県民税額	48 住民税控除額寡夫控除
6 資料番号	7 課税年度	21 調定年月日	49 住民税控除額勤労学生控除
7 所得控除情報領域	8 処理コード	22 決定フラグ	50 住民税控除額老年者控除
8 所得控除区分001	9 異動後賦課連番	23 更新年月日	51 住民税限度額テーブル
9 所得控除額001	10 プリントフラグ	24 更新時分	52 民税限度額
10 所得控除区分002	11 オンライン決定フラグ	25 更新職員番号	53 民税限度額生命保険控除額
		26 予備項目数字1	54 民税限度額一般生命保険控除

別添1

<個人住民税情報ファイル(全ての記録項目)>

令和7年1月31日現在

55	民税限度額個人年金分控除額	131	所得税限度額配偶特別控除額	207	分離課税税率分長一般市加算	283	県均等割内独自加算額
56	民税限度額損害保険料控除額	132	所得税限度額住宅取得控除額	208	分離課税税率分長一般県加算	284	民税限度額地震保険控除額
57	民税限度額損保短期控除額	133	配当控除率テーブル	209	分離課税税率分長一般国加算	285	民税限度額地震保険分控除額
58	民税限度額損保長期控除額	134	配当控除率	210	分離課税税率分長一般市加算2	286	所得税限度額地震保険控除額
59	民税限度額障害者非課税限度	135	配当控除率市民税控除率	211	分離課税税率分長一般県加算2	287	所得税限度額地震保険分控除
60	民税限度額未成年非課税限度	136	配当控除率市控除率以下	212	分離課税税率分長一般国加算2	288	寄附金控除関連
61	民税限度額老年者非課税限度	137	配当控除率市控除率超	213	分離課税税率分長一般境界値	289	寄附金控除適用下限額
62	民税限度額寡婦非課税限度額	138	配当控除率県民税控除率	214	分離課税税率分長一般境界値2	290	寄附金控除限度額の率
63	民税限度額寡夫非課税限度額	139	配当控除率県控除率以下	215	分離課税税率分長軽減税率	291	特例控除基準額1
64	民税限度額所得割調整基準額	140	配当控除率県控除率超	216	分離課税税率分長軽減市	292	特例控除率1
65	民税限度額所得割調整加算額	141	配当控除率所得税控除率	217	分離課税税率分長軽減県	293	特例控除基準額2
66	民税限度額老年者控除限度額	142	配当控除率所得税控除率以下	218	分離課税税率分長軽減国	294	特例控除率2
67	民税限度額学生控除限度額	143	配当控除率所得税控除率超	219	分離課税税率分長特定税率	295	特例控除基準額3
68	民税限度額学生控除不労限度	144	配当控除率境界値	220	分離課税税率分長特定市以下	296	特例控除率3
69	民税限度額寡婦控除所得限度	145	外貨建て市民税控除率	221	分離課税税率分長特定県以下	297	特例控除基準額4
70	民税限度額寡婦加算控除所得	146	外貨建て市控除率以下	222	分離課税税率分長特定国以下	298	特例控除率4
71	民税限度額寡夫控除所得限度	147	外貨建て市控除率超	223	分離課税税率分長特定市超	299	特例控除基準額5
72	民税限度額医療費控除限度額	148	外貨建て県民税控除率	224	分離課税税率分長特定県超	300	特例控除率5
73	民税限度額配偶特別控除所得	149	外貨建て県控除率以下	225	分離課税税率分長特定国超	301	特例控除基準額6
74	民税限度額配偶特別控除額	150	外貨建て県控除率超	226	分離課税税率分長特定市加算	302	特例控除率6
75	民税限度額配偶扶養所得限度	151	外貨建て所得税控除率	227	分離課税税率分長特定県加算	303	特例控除基準額7
76	民税限度額白専配偶者控除額	152	外貨建て所得税控除率以下	228	分離課税税率分長特定国加算	304	特例控除率7
77	民税限度額白専その他控除額	153	外貨建て所得税控除率超	229	分離課税税率分長特定境界値	305	特例控除率縦所得マイナス
78	民税限度額総合譲渡特控限度	154	その他市民税控除率	230	分離課税税率分長軽課税率	306	特例控除率土地等事業有
79	民税限度額一時所得特控限度	155	その他市控除率以下	231	分離課税税率分長軽課市以下	307	特例控除率短期譲渡所得有
80	民税限度額山林所得特控限度	156	その他市控除率超	232	分離課税税率分長軽課県以下	308	特例控除率上場株式等有
81	民税限度額特別控除限度額	157	その他県民税控除率	233	分離課税税率分長軽課国以下	309	地方自治体寄附金限度率
82	民税限度額級地区分	158	その他県控除率以下	234	分離課税税率分長軽課市超	310	分離課税税率配当所得税率
83	所得税率テーブル	159	その他県控除率超	235	分離課税税率分長軽課県超	311	分離課税税率配当所得市
84	所得税率	160	その他所得税控除率	236	分離課税税率分長軽課国超	312	分離課税税率配当所得県
85	所得税率課税標準額1	161	その他所得税控除率以下	237	分離課税税率分長軽課市加算	313	分離課税税率配当所得国
86	所得税率税率1	162	その他所得税控除率超	238	分離課税税率分長軽課県加算	314	復興特別所得税率
87	所得税率速算控除1	163	山林所得税率テーブル	239	分離課税税率分長軽課国加算	315	医療費特例控除一下限額
88	所得税率課税標準額2	164	山林所得税率	240	分離課税税率分長軽課境界値	316	医療費特例控除一上限額
89	所得税率税率2	165	山林所得税率課税標準額1	241	分離課税税率肉壳価額税率	317	特例適用配当税率
90	所得税率速算控除2	166	山林所得税率税率1	242	分離課税税率肉壳価額市	318	特例適用配当税率市
91	所得税率課税標準額3	167	山林所得税率速算控除1	243	分離課税税率肉壳価額県	319	特例適用配当税率県
92	所得税率税率3	168	山林所得税率課税標準額2	244	分離課税税率内壳価額国	320	特例適用配当税率国
93	所得税率速算控除3	169	山林所得税率税率2	245	分離課税税率有価証券税率	321	特例適用利子税率
94	所得税率課税標準額4	170	山林所得税率速算控除2	246	分離課税税率有価証券市	322	特例適用利子税率市
95	所得税率税率4	171	山林所得税率課税標準額3	247	分離課税税率有価証券県	323	特例適用利子税率県
96	所得税率速算控除4	172	山林所得税率税率3	248	分離課税税率有価証券国	324	特例適用利子税率国
97	所得税率課税標準額5	173	山林所得税率速算控除3	249	分離課税税率商品先物税率	325	令和3年度追加
98	所得税率税率5	174	山林所得税率課税標準額4	250	分離課税税率商品先物市	326	住民税均等割基準加算額
99	所得税率速算控除5	175	山林所得税率税率4	251	分離課税税率商品先物県	327	民税限度額所得割基準加算額
100	所得税控除額テーブル	176	山林所得税率速算控除4	252	分離課税税率商品先物国	328	住民税控除額基礎控除限度1
101	所得税控除額	177	山林所得税率課税標準額5	253	均等割軽減額	329	住民税控除額基礎控除2
102	所得税控除額基礎控除	178	山林所得税率税率5	254	均等割軽減額1	330	住民税控除額基礎控除限度2
103	所得税控除額配偶者控除一般	179	山林所得税率速算控除5	255	均等割軽減額2	331	住民税控除額基礎控除3
104	所得税控除額配偶者控除老人	180	分離課税税率テーブル	256	均等割軽減額3	332	住民税控除額基礎控除限度3
105	所得税控除額扶養控除一般	181	分離課税税率超短土地税率	257	均等割軽減額4	333	民税限度額ひとり親非課税限度
106	所得税控除額扶養控除老人	182	分離課税税率超短土地市	258	均等割軽減額5	334	民税限度額ひとり親控除所得限
107	所得税控除額扶養控除同居老	183	分離課税税率超短土地県	259	均等割軽減額6	335	住民税控除額ひとり親控除
108	所得税控除額扶養控除同特	184	分離課税税率超短土地国	260	均等割軽減額7	336	所得税控除額基礎控除限度1
109	所得税控除額扶養控除同特加	185	分離課税税率土地等税率	261	均等割軽減額8	337	所得税控除額基礎控除2
110	所得税控除額扶養控除特定	186	分離課税税率土地等市	262	均等割軽減額9	338	所得税控除額基礎控除限度2
111	所得税控除額扶養控除特定同	187	分離課税税率土地等県	263	定率控除テーブル	339	所得税控除額基礎控除3
112	所得税控除額障害者控除普通	188	分離課税税率土地等国	264	定率控除住民税率	340	所得税控除額基礎控除限度3
113	所得税控除額障害者控除特別	189	分離課税税率分短一般税率	265	定率控除住民限度額	341	所得税控除額ひとり親控除
114	所得税控除額寡婦控除	190	分離課税税率分短一般市	266	定率控除所得税率	342	令和6年度追加
115	所得税控除額寡婦加算控除	191	分離課税税率分短一般県	267	定率控除所得限度額	343	森林環境税
116	所得税控除額寡夫控除	192	分離課税税率分短一般国	268	分離課税税率上場株式税率	344	森林環境税非課税限度額
117	所得税控除額勤労学生控除	193	分離課税税率分短軽減税率	269	分離課税税率上場株式市	345	森林環境税調整加算額
118	所得税控除額老年者控除	194	分離課税税率分短軽減市	270	分離課税税率上場株式県	346	森林環境税基準加算額
119	所得税控除額扶養控除年少	195	分離課税税率分短軽減県	271	分離課税税率上場株式国	347	予備項目文字2
120	所得税限度額テーブル	196	分離課税税率分短軽減国	272	配当割額控除額市按分率分子		納期限
121	所得税限度額	197	分離課税税率分長一般税率	273	配当割額控除額市按分率分母	1	タイムスタンプ日付
122	所得税限度額生命保険控除額	198	分離課税税率分長一般市以下	274	株譲渡所得割控除額市按分率	2	タイムスタンプ時刻
123	所得税限度額一般生命保険控	199	分離課税税率分長一般県以下	275	株譲渡所得割控除額市按分率	3	予備
124	所得税限度額損害保険料控除	200	分離課税税率分長一般国以下	276	所得税限度額住宅耐震改修特	4	年度
125	所得税限度額損保短期控除額	201	分離課税税率分長一般市超	277	所得税税率課税標準額6	5	区分
126	所得税限度額損保長期控除額	202	分離課税税率分長一般県超	278	所得税税率税率6	6	日付1
127	所得税限度額損保長期控除額	203	分離課税税率分長一般国超	279	所得税税率速算控除6	7	日付2
128	所得税限度額配偶者所得額	204	分離課税税率分長一般市超	280	所得税税率課税標準額7	8	日付3
129	所得税限度額控對配所得額	205	分離課税税率分長一般県超	281	所得税税率税率7	9	日付4
130	所得税限度額控對配配特最低	206	分離課税税率分長一般国超	282	所得税税率速算控除7	10	日付5

別添1

<個人住民税情報ファイル(全ての記録項目)>

令和7年1月31日現在

11	日付6	26	住所-郵便番号	102	予備項目数字1	10	予備項目文字2
12	日付7	27	住所-カナ	103	予備項目数字2		賦課排他管理
13	日付8	28	住所-SI	104	予備項目漢字1	1	タイムスタンプ日付
14	日付9	29	住所-漢字	105	予備項目漢字2	2	タイムスタンプ時刻
15	日付10	30	住所-SO	106	予備項目文字1	3	職員コード
16	日付11	31	各種区分	107	予備項目文字2	4	年度
17	日付12	32	処理結果	108	利用者予備項目	5	宛名コード
18	発番-課税権通知	33	予備3		仮徴収データ	6	予備項目数字1
19	発番-住所地照会	34	各種年月日	1	タイムスタンプ日付	7	予備項目数字2
20	発番-扶養照会個人	35	金額1	2	タイムスタンプ時刻	8	予備項目文字1
21	発番-扶養照会事業所	36	金額2	3	予備	9	予備項目文字2
22	発番-所得照会	37	金額3	4	年度		特徴個人印刷
23	発番-事業所	38	金額4	5	宛名コード	1	タイムスタンプ日付
24	発番-家屋敷	39	金額5	6	仮徴収連番	2	タイムスタンプ時刻
25	発番-還付金当初	40	金額6	7	処理コード	3	予備
26	発番-還付金異動	41	金額7	8	賦課連番	4	年度
27	予備項目数字1	42	金額8	9	消除区分	5	特徴指定番号
28	予備項目数字2	43	停止年月	10	停止事由	6	特徴個人番号
29	予備項目文字1	44	予備4	11	停止月	7	決定日
30	予備項目文字2	45	年金保険者用整理番号2	12	異動年月日	8	宛名コード
31	利用者予備項目	46	宛名コード	13	仮徴収金額	9	当初月次区分
異動累積							
1	タイムスタンプ日付	47	宛名コード付番区分	14	仮徴収4月	10	通知日
2	タイムスタンプ時刻	48	文字コード変換後	15	仮徴収6月	11	更新年月日
3	予備	49	氏名カナ全角-UCS	16	仮徴収8月	12	個人基本マスタ
4	処理年月日	50	氏名漢字-UCS	17	前年徴収金額	13	賦課マスタ旧
5	処理時刻	51	住所カナ全角-UCS	18	前年徴収10月	14	徴収区分
6	処理コード	52	住所漢字-UCS	19	前年徴収12月	15	受給者番号
7	操作職員番号	53	年金保険者用整理番号2-UC	20	前年徴収2月	16	特徴税額
8	宛名コード	54	特徴税額通知情報	21	依頼年月日	17	月割額01
9	特徴指定番号	55	特徴税額通知-作成日	22	決定日	18	月別特徴指定番号01
10	課税年度	56	特徴税額通知-対象者情報	23	当初確定フラグ	19	月別特徴個人番号01
11	メンテ区分	57	年金特徴予定額10月	24	プリントフラグ	20	月割額02
12	テーブル名	58	年金特徴予定額12月	25	更新年月日	21	月別特徴指定番号02
13	処理端末名	59	年金特徴予定額2月	26	更新時分	22	月別特徴個人番号02
14	予備項目	60	年金特徴予定額4月	27	更新職員番号	23	月割額03
15	異動前	61	年金特徴予定額6月	28	印刷用更正事由	24	月別特徴指定番号03
16	異動後	62	年金特徴予定額8月	29	予備項目数字1	25	月別特徴個人番号03
指定番号変換							
1	タイムスタンプ日付	63	税額通知結果情報	30	予備項目数字2	26	月割額04
2	タイムスタンプ時刻	64	税額通知結果-受領日	31	予備項目漢字1	27	月別特徴指定番号04
3	予備	65	税額通知結果-処理結果	32	予備項目漢字2	28	月別特徴個人番号04
4	旧自治体コード	66	徴収結果情報	33	予備項目文字1	29	月割額05
5	旧特徴指定番号	67	徴収結果-10月受領日	34	予備項目文字2	30	月別特徴指定番号05
6	旧宛名コード	68	徴収結果-10月各種区分	35	利用者予備項目	31	月別特徴個人番号05
7	課税年度	69	徴収結果-10月徴収額		資料エラー一覧	32	月割額06
8	新特徴指定番号	70	徴収結果-12月受領日	1	タイムスタンプ日付	33	月別特徴指定番号06
9	新宛名コード	71	徴収結果-12月各種区分	2	タイムスタンプ時刻	34	月別特徴個人番号06
10	更新年月日	72	徴収結果-12月徴収額	3	年度	35	月割額07
11	予備項目	73	徴収結果-2月受領日	4	資料区分	36	月別特徴指定番号07
特別徴収対象者情報データ							
1	タイムスタンプ日付	74	徴収結果-2月各種区分	5	資料番号	37	月別特徴個人番号07
2	タイムスタンプ時刻	75	徴収結果-2月徴収額	6	エラー警告コード	38	月割額08
3	予備	76	徴収結果-4月受領日	7	エラー警告区分	39	月別特徴指定番号08
4	年度	77	徴収結果-4月各種区分	8	予備項目数字1	40	月別特徴個人番号08
5	連番	78	徴収結果-4月徴収額	9	予備項目数字2	41	月割額09
6	レコード区分	79	徴収結果-6月受領日	10	予備項目文字1	42	月別特徴指定番号09
7	市町村	80	徴収結果-6月各種区分	11	予備項目文字2	43	月別特徴個人番号09
8	府県コード	81	徴収結果-6月徴収額		賦課エラー一覧	44	月割額10
9	市町村コード	82	徴収結果-8月受領日	1	タイムスタンプ日付	45	月別特徴指定番号10
10	特別徴収義務者コード	83	徴収結果-8月各種区分	2	タイムスタンプ時刻	46	月別特徴個人番号10
11	通知内容コード	84	徴収結果-8月徴収額	3	年度	47	月割額11
12	予備1	85	停止通知情報	4	宛名コード	48	月別特徴指定番号11
13	特別徴収制度コード	86	停止通知-作成日	5	エラー警告コード	49	月別特徴個人番号11
14	作成年月日	87	停止通知-各種区分	6	エラー警告区分	50	月割額12
15	年金保険者用整理番号1	88	停止通知-停止年月	7	予備項目数字1	51	月別特徴指定番号12
16	年金コード	89	停止結果情報	8	予備項目数字2	52	月別特徴個人番号12
17	予備2	90	停止結果-受領日	9	予備項目文字1	53	特徴指定番号旧
18	生年月日	91	停止結果-処理結果	10	予備項目文字2	54	特徴個人番号旧
19	性別	92	変更通知情報		資料排他管理	55	月割充当額01
20	氏名	93	変更通知-作成日	1	タイムスタンプ日付	56	月割充当額02
21	氏名-カナ	94	変更通知-各種区分	2	タイムスタンプ時刻	57	月割充当額03
22	氏名-SI	95	変更結果情報	3	職員コード	58	月割充当額04
23	氏名-漢字	96	変更結果-受領日	4	年度	59	月割充当額05
24	氏名-SO	97	変更結果-処理結果	5	資料区分	60	月割充当額06
25	住所	98	特定誤りフラグ	6	資料番号	61	月割充当額07
		99	更新年月日	7	予備項目数字1	62	月割充当額08
		100	更新時分	8	予備項目数字2	63	月割充当額09
		101	更新職員番号	9	予備項目文字1	64	月割充当額10

別添1

<個人住民税情報ファイル(全ての記録項目)>

令和7年1月31日現在

65	月割充当額11	3	予備	79	RON特別控除額－総長譲渡所	155	雑損控除額
66	月割充当額12	4	年度	80	総短譲渡所得額－特別控除前	156	RON雑損控除額
67	賦課マスク新	5	宛名コード	81	RON総短譲渡所得額－特別控	157	医療費控除額
68	転勤元先区分	6	作成日	82	特別控除額－総短譲渡所得	158	RON医療費控除額
69	文字欠け区分	7	連携日	83	RON特別控除額－総短譲渡所	159	小規模共済等掛金控除額
70	特徴変更フラグ	8	削除フラグ	84	一時所得額－総合	160	RON小規模共済等掛金控除額
71	特徴変更月	9	特定個人情報の更新依頼	85	RON一時所得額－総合	161	社会保険料控除額
72	特徴変更事由	10	番号体系	86	山林所得額	162	RON社会保険料控除額
73	変更通知出力フラグ	11	宛名番号	87	RON山林所得額	163	生命保険料控除額
74	連絡区分	12	統合宛名番号	88	退職所得額－総合	164	RON生命保険料控除額
75	予備項目数字1	13	基幹系登録区分	89	RON退職所得額－総合	165	地震保険料控除額
76	予備項目数字2	14	特定個人情報名コード	90	譲渡所得額－申告分離	166	RON地震保険料控除額
77	予備項目文字1	15	データセット識別項目コード	91	RON譲渡所得額－申告分離	167	配偶者特別控除額
78	予備項目文字2	16	データセットレコードのキー	92	譲渡所得額－申告分離情報	168	RON配偶者特別控除額
特徴事業所印刷		17	版番号	93	分長譲渡所得額－特別控除前	169	配偶者控除等
1	タイムスタンプ日付	18	親データセットレコードのキー	94	RON分長譲渡所得額－特別控	170	RON配偶者控除等
2	タイムスタンプ時刻	19	確定時点	95	特別控除額－分長譲渡所得	171	扶養控除
3	予備	20	修正日時	96	RON特別控除額－分長譲渡所	172	RON扶養控除
4	年度	21	公開開始日	97	長期一般所得額－特別控除前	173	扶養控除情報
5	特徴指定番号	22	公開終了日	98	RON長期一般所得額－特別控	174	一般
6	決定日	23	行政区コード	99	特別控除額－長期一般所得	175	RON一般
7	当初月次区分	24	情報提供者部署コード	100	RON特別控除額－長期一般所	176	特定
8	通知日	25	情報提供者ユーチューブID	101	長期特定所得額	177	RON特定
9	事業所基本マスク旧	26	特定個人情報	102	RON長期特定所得額	178	老人
10	事業所基本マスク新	27	個人住民税情報	103	長期軽課所得額－特別控除前	179	RON老人
11	特徴義務者用人数	28	課税年度	104	RON長期軽課所得額－特別控	180	同老
12	納税義務者用人数	29	RON課税年度	105	特別控除額－長期軽課所得	181	RON同老
13	充当額変動者あり	30	総所得金額等	106	RON特別控除額－長期軽課所	182	16歳未満扶養者数
14	予備項目数字1	31	RON総所得金額等	107	分短譲渡所得額－特別控除前	183	RON16歳未満扶養者数
15	予備項目数字2	32	合計所得金額	108	RON分短譲渡所得額－特別控	184	障害者控除
16	予備項目文字1	33	RON合計所得金額	109	特別控除額－分短譲渡所得	185	RON障害者控除
17	予備項目文字2	34	合計所得金額情報	110	RON特別控除額－分短譲渡所	186	障害者控除情報
資料個人番号		35	総所得金額	111	短期一般所得額－特別控除前	187	普障
1	タイムスタンプ日付	36	RON総所得金額	112	RON短期一般所得額－特別控	188	RON普障
2	タイムスタンプ時刻	37	総所得金額情報	113	特別控除額－短期一般所得	189	特障
3	予備	38	給与所得額	114	RON特別控除額－短期一般所	190	RON特障
4	年度	39	RON給与所得額	115	短期軽減所得額－特別控除前	191	同特
5	資料区分	40	給与所得額情報	116	RON短期軽減所得額－特別控	192	RON同特
6	資料番号	41	給与収入額	117	特別控除額－短期軽減所得	193	本人該当区分
7	個人番号	42	RON給与収入額	118	RON特別控除額－短期軽減所	194	同一生計配偶者
8	専従者個人番号1	43	給与専従者収入額	119	株式等譲渡所得額－申告分離	195	RON同一生計配偶者
9	専従者個人番号2	44	RON給与専従者収入額	120	RON株式等譲渡所得額－申告	196	控除対象障害者
10	専従者個人番号3	45	特定支出の額	121	株式等譲渡所得額－申告分離	197	RON控除対象障害者
11	専従者個人番号4	46	RON特定支出の額	122	一般株式等譲渡所得額	198	控除対象寡婦－ひとり親
12	専従者個人番号5	47	所得金額調整控除額	123	RON一般株式等譲渡所得額	199	RON控除対象寡婦－ひとり親
13	配偶者個人番号	48	RON所得金額調整控除額	124	上場株式等譲渡所得額	200	控除対象勤労学生
14	扶養者個人番号1	49	雑所得額－総合	125	RON上場株式等譲渡所得額	201	RON控除対象勤労学生
15	扶養者個人番号2	50	RON雑所得額－総合	126	分配配当所得額－申告分離	202	扶養控除対象
16	扶養者個人番号3	51	雑所得額－総合情報	127	RON分配配当所得額－申告分	203	RON扶養控除対象
17	扶養者個人番号4	52	公の年金等所得額	128	先物取引雑所得額－申告分離	204	16歳未満扶養親族
18	扶養者個人番号5	53	RON公の年金等所得額	129	RON先物取引雑所得額－申告	205	RON16歳未満扶養親族
19	扶養者個人番号6	54	公の年金等収入額	130	条約適用利子等の額	206	専従者控除額
20	扶養者個人番号7	55	RON公の年金等収入額	131	RON条約適用利子等の額	207	RON専従者控除額
21	年少扶養個人番号1	56	年金以外雑所得額－総合課税	132	条約適用配当等の額	208	所得控除合計額
22	年少扶養個人番号2	57	RON年金以外雑所得額－総合	133	RON条約適用配当等の額	209	RON所得控除合計額
23	年少扶養個人番号3	58	事業所得額	134	特例適用利子等の額	210	課税所得額－課税標準額
24	年少扶養個人番号4	59	RON事業所得額	135	RON特例適用利子等の額	211	RON課税所得額－課税標準額
25	支払者法人番号	60	事業所得額情報	136	特例適用配当等の額	212	市町村民税税額控除前所得割
26	所得金額調整控除個人番号	61	営業等所得額	137	RON特例適用配当等の額	213	RON市町村民税税額控除前所
27	予備項目数字2	62	RON営業等所得額	138	繰越控除額	214	市町村民税調整控除額
28	予備項目漢字1	63	農業所得額	139	RON繰越控除額	215	RON市町村民税調整控除額
29	予備項目文字1	64	RON農業所得額	140	繰越控除額情報	216	市町村民税調整額
対象者個人番号		65	特例用肉牛所得額	141	純損失繰越控除額	217	RON市町村民税調整額
1	タイムスタンプ日付	66	RON特例用肉牛所得額	142	RON純損失繰越控除額	218	市町村民税住宅特別控除額
2	タイムスタンプ時刻	67	不動産所得額	143	居住用財産譲渡損失繰越控除	219	RON市町村民税住宅特別控除
3	予備	68	RON不動産所得額	144	RON居住用財産譲渡損失繰越	220	市町村民税住宅特別控除－移
4	年度	69	利子所得額－総合	145	特定居住用譲渡損失繰越控除	221	RON市町村民税住宅特別控除
5	連番	70	RON利子所得額－総合	146	RON特定居住用譲渡損失繰越	222	市町村民税寄付金控除
6	個人番号	71	配当所得額－総合	147	上場株式等譲渡損失繰越控除	223	RON市町村民税寄付金控除
7	予備項目数字1	72	RON配当所得額－総合	148	RON上場株式等譲渡損失繰越	224	市町村民税寄付金控除－譲
8	予備項目数字2	73	譲渡所得額－総合	149	特定株式等譲渡損失繰越控除	225	RON市町村民税寄付金控除－
9	予備項目漢字1	74	RON譲渡所得額－総合	150	RON特定株式等譲渡損失繰越	226	市町村民税外国税控除額
10	予備項目文字1	75	譲渡所得額－総合情報	151	先物取引差金等損失繰越控除	227	RON市町村民税外国税控除額
税特定個人情報		76	総長譲渡所得額－特別控除前	152	RON先物取引差金等損失繰越	228	市町村民税配当控除額
1	タイムスタンプ日付	77	RON総長譲渡所得額－特別控	153	純損失繰越控除額	229	RON市町村民税配当控除額
2	タイムスタンプ時刻	78	特別控除額－総長譲渡所得	154	RON純損失繰越控除額	230	市町村民税配当割譲控除

別添1

＜個人住民税情報ファイル(全ての記録項目)＞

令和7年1月31日現在

231	RON市町村民税配当割譲渡割
232	市町村民税所得割額
233	RON市町村民税所得割額
234	市町村民税所得割額－移譲前
235	RON市町村民税所得割額－移
236	市町村民税均等割額
237	RON市町村民税均等割額
238	都道府県民税所得割額
239	RON都道府県民税所得割額
240	都道府県民税均等割額
241	RON都道府県民税均等割額
242	居住用損失額
243	RON居住用損失額
244	市町村民税所得割額－減免前
245	RON市町村民税所得割額－減
246	市町村民税均等割額－減免前
247	RON市町村民税均等割額－減
248	減免税額
249	RON減免税額
250	所得税確定申告書提出の有無
251	RON所得税確定申告書提出の
252	住民税申告書提出の有無
253	RON住民税申告書提出の有無
254	住民登録外課税の有無
255	RON住民登録外課税の有無
256	住登外課税地住所コード
257	RON住登外課税地住所コード
258	予備項目数字1
259	予備項目数字2
260	予備項目漢字1
261	予備項目文字1
税額通知印刷用ワーク	
1	タイムスタンプ日付
2	タイムスタンプ時刻
3	予備
4	年度
3	特徴指定番号
4	レコード連番
5	転勤元先区分
6	特徴変更フラグ
7	特徴変更月
8	特徴変更事由
9	個人基本情報
10	個人基本－年度
11	個人基本－宛名コード
12	個人基本－賦課氏名カナ
13	個人基本－賦課氏名漢字
14	個人基本－賦課住所区分
15	個人基本－賦課住所コード
16	個人基本－賦課住所番地
17	個人基本－賦課住所枝番
18	個人基本－賦課住所小枝番
19	個人基本－賦課住所
20	個人基本－賦課住所方書
21	賦課マスク新
22	賦課マスク旧
23	宛名情報
24	宛名－氏名漢字情報
25	宛名－住所漢字
26	宛名－方書漢字
27	送付先情報
28	送付先－氏名漢字情報
29	送付先－住所漢字
30	送付先－方書漢字

別添3 提供先一覧

<番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(抜粋)>

令和7年9月17日時点

番号	情報収集者	項目番号	特定個人情報事務	情報提供者	利用特定個人情報
1	厚生労働大臣	1	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税(同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。)に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下この条において「地方税関係情報」という。)又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	4	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
7	都道府県知事	11	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって第十三条で定めるもの
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第十五条で定めるもの
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第三十条で定めるもの
12	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第四十一条で定めるもの

別添3 提供先一覧

<番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(抜粋)>

令和7年9月17日時点

番号	情報照会者	項目番号	特定個人情報事務	情報提供者	利用特定個人情報
14	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)附則第二条第一項の給付(以下「旧特例給付」という。)の支給に関する情報(以下この条において「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十
15	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの
16	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定める	市町村長	地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの
17	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村	53	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十五条で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定める	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定め	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十一条で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの
22	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの
25	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの
26	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第七十七条で定めるもの
27	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第七十八条で定めるもの

別添3 提供先一覧

<番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(抜粋)>

令和7年9月17日時点

番号	情報照会者	項目番号	特定個人情報事務	情報提供者	利用特定個人情報
28	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの
29	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第八十六条で定めるもの
31	市町村長	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
32	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
33	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十条で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十一条で定めるもの
35	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十二条で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの
37	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十四条で定めるもの
38	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十八条で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百条で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む)	106	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百八条で定めるもの
41	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十条で定めるもの
42	厚生労働大臣	112	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第百十四条で定めるもの
43	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの
44	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行つ都道府県知	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百二十六条で定めるもの

別添3 提供先一覧

<番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(抜粋)>

令和7年9月17日時点

番号	情報照会者	項目番号	特定個人情報事務	情報提供者	利用特定個人情報
45	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって百二十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって百二十七条で定めるもの
46	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって百三十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって百三十三条で定めるもの
47	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって百三十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって百三十二条で定めるもの
48	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって百三十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって百三十四条で定めるもの
49	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって百三十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって百三十九条で定めるもの
50	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって百四十条で定め	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって百四十条で定めるもの
51	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって百四十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって百四十二条で定めるもの
52	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって百四十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって百四十三条で定めるもの
53	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって百四十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって百四十四条で定めるもの
54	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって百四十六条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって百四十六条で定め

別添3 提供先一覧

<番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(抜粋)>

令和7年9月17日時点

番号	情報照会者	項目番号	特定個人情報事務	情報提供者	利用特定個人情報
55	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条	市町村長	地方税関係情報であって第百四十九条で定めるもの
56	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十三条で定めるもの
57	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定め	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十四条で定めるもの
58	市町村長	155	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百五十七条で定めるもの
59	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十八条で定めるもの
60	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十条で定めるもの
61	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人))	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの
62	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定め	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報であって第百六十三条で定めるもの
63	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十五条で定めるもの

別添3 提供先一覧

<番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(抜粋)>

令和7年9月17日時点

番号	情報照会者	項目番号	特定個人情報事務	情報提供者	利用特定個人情報
64	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十六条で定めるもの
65	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十七条で定めるもの
66	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十八条で定めるもの
67	文部科学大臣	167	国に設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百六十九条で定めるもの
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十条で定めるもの
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの
70	都道府県知事又は都道府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの
71	文部科学大臣	171	国に設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十三条で定めるもの
72	都道府県知事又は都道府県教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十四条で定めるもの
73	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十五条で定めるもの

<行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の別表第1(第4条関係)>

令和7年4月1日施行

番号	情報照会機関	項目番号	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	教育委員会	2	就学援助関係事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別添4 移転先一覧

○番号法第9条第1項<別表(第九条関係)>

令和8年8月16日

評価者番号	移転先	項目番号及び移転先	移転先における用途
		一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二の二 総務大臣又は都道府県知事	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		三 厚生労働大臣	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
		四 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この表において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		五 厚生労働大臣	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		五の二 國土交通大臣	船員法(昭和二十二年法律第百号)による衛生管理者適任証書又は救命艇手適任証書の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
		六 都道府県知事	災害救助法(昭和二十二年法律第百八十八号)による救助又は扶助金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七 厚生労働大臣	職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)による職業紹介又は職業指導に関する事務であって主務省令で定めるもの
		八 都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5 17	納税課 障がい福祉課	九 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十一 厚生労働大臣	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十一の二 厚生労働大臣	理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)による理容師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十二 都道府県知事	栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)による栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十三 厚生労働大臣	栄養士法による管理栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
23 31	健康推進課 健康推進課	十四 都道府県知事又は市町村長	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十四の二 都道府県知事	母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)による指定(同法第十五条第一項の指定をいう。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十五 厚生労働大臣	医師法(昭和二十三年法律第二百一号)による医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十六 厚生労働大臣	歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)による歯科医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十七 厚生労働大臣	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十八 都道府県知事	保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十九 厚生労働大臣	歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)による歯科衛生士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十九の二 厚生労働大臣	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による認定(同法第五条の二第一項の認定をいう。)に関する事務であって主務省令で定めるもの

別添4 移転先一覧

○番号法第9条第1項<別表(第九条関係)>

令和8年8月16日

評価者番号	移転先	項目番号及び移転先	移転先における用途
		十九の三 司法試験委員会	司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十九の四 都道府県教育委員会	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による教育職員の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十九の五 厚生労働大臣又は都道府県知事	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)による認定(同法第二条第一項第一号の認定をいう。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十九の六 都道府県知事	通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)による全国通訳案内士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		十九の七 通訳案内士法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長	通訳案内士法による地域通訳案内士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	障がい福祉課	二十 都道府県知事	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	障がい福祉課	二十一 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十一の二 厚生労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による精神保健指定医の指定に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	障がい福祉課	二十二 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	社会援護課	二十三 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十三の二 國土交通大臣	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)による建築物調査員資格者証若しくは建築設備等検査員資格者証の交付又は建築基準適合判定資格者若しくは構造計算適合判定資格者の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十三の三 國土交通大臣	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十三の四 都道府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十三の五 都道府県知事	クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)によるクリーニング師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十三の六 都道府県知事	家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)による家畜人工授精師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
3 4 5	市民税課(軽自動車税) 資産税課 納税課	二十四 都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十五 国税庁長官	地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十五の二 日本行政書士会連合会	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)による行政書士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十五の三 國土交通大臣	海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)による海事代理士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十六 社会福祉法第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会又は同法第百十条第一項に規定する都道府県社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」と総称す	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十六の二 國土交通大臣	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)による海技士の免許、綱約国資格証明書を受有する者の承認又は小型船舶操縦士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十六の三 國土交通大臣	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車の変更登録又は自動車整備士の技能検定の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十六の四 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第三条第一項に規定する実施機関又は防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七条第一項において読み替えて準用する国家公務員災害補償法第八条に規定する実施機関	国家公務員災害補償法(防衛省の職員の給与等に関する法律において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	住宅課	二十七 公営住宅法(昭和二十六年法律第二百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十八 厚生労働大臣	診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)による診療放射線技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		二十九 国税審議会	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)による税理士試験の執行に関する事務であって主務省令で定めるもの
		三十 日本税理士会連合会	税理士法による税理士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		三十一 国税庁長官	税理士法による税理士若しくは税理士法人又は税理士であった者に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務であって主務省令で定めるもの
		三十一の二 法務大臣	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって主務省令で定めるもの
		三十二 厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
		三十三 防衛大臣	防衛省の職員の給与等に関する法律による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給若しくはこれらに準ずる給付若しくは支給又は若年定年退職者給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別添4 移転先一覧

○番号法第9条第1項<別表(第九条関係)>

令和8年8月16日

評価者番号	移転先	項目番号及び移転先	移転先における用途
		三十四 厚生労働大臣	未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)による留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に要する経費又は障害一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		三十五 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による短期給付、年金である給付若しくは一時金の支給又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		三十六 財務大臣	国税納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)による国税等(同法第八条第一項に規定する国税等をいう。)の徴収若しくは収納又は債権者への支払に関する事務であって主務省令で定めるもの
		三十七 厚生労働大臣又は共済組合等(日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。)	厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		三十八 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
		三十九 厚生労働大臣	歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)による歯科技工士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		三十九の二 厚生労働大臣	美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)による美容師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		三十九の三 国土交通大臣又は環境大臣	水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)による給水装置工事主任技術者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
1	教育支援課	四十 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療を要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
		四十一 厚生労働大臣	臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による臨床検査技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		四十二 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)による短期給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		四十三 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは一時金の支給又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		四十三の二 都道府県知事	調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)による調理師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		四十三の三 厚生労働大臣	調理師法による調理師の調理技術の審査に関する事務であって主務省令で定めるもの
5 12	納税課 国民健康保険課	四十四 市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		四十五 都道府県知事	国民健康保険法による国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	医療年金課	四十六 厚生労働大臣	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
		四十七 国民年金基金	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は掛金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		四十八 国民年金基金連合会	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		四十九 独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)による退職金、解約手当金又は差額の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別添4 移転先一覧

○番号法第9条第1項<別表(第九条関係)>

令和8年8月16日

評価者番号	移転先	項目番号及び移転先	移転先における用途
		五十 都道府県知事	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による知的障害者の判定に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	障がい福祉課	五十一 市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	住宅課	五十二 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
		五十三 厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		五十三の二 都道府県知事	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)による登録販売者の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		五十四 厚生労働大臣	薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)による薬剤師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		五十五 市町村長	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	こども支援課	五十六 都道府県知事等	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		五十七 国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。)の减免、調査(犯則事件の調査を含む。)、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		五十八 社債、株式等の振替に関する法律 第二条第二項に規定する振替機関	国税通則法による加入者情報の管理又は加入者の個人番号等の提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
		五十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による短期給付若しくは年金である給付の支給、福祉事業の実施若しくは一時金の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		六十 厚生労働大臣	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		六十一 市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		六十二 厚生労働大臣	戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
		六十三 都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
		六十四 都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
		六十五 都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		六十六 厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		六十七 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この表において「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		六十八 厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		六十九 厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	健康推進課	七十 市町村長	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七十一 厚生労働大臣	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別添4 移転先一覧

○番号法第9条第1項<別表(第九条関係)>

令和8年8月16日

評価者番号	移転先	項番及び移転先	移転先における用途
		七十一の二 都道府県知事	製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)による製菓衛生師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七十二 厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七十三 厚生労働大臣	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による再就職援助計画の認定に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七十四 厚生労働大臣	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七十五 地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七十六 石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)による年金である給付又是一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七十六の二 厚生労働大臣	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)による社会保険労務士試験又は紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七十七 全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法による社会保険労務士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七十七の二 都道府県知事	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業訓練指導員の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七十七の三 厚生労働大臣	職業能力開発促進法によるキャリアコンサルタントの登録又は技能検定の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七十八 厚生労働大臣	柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)による柔道整復師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七十八の二 厚生労働大臣	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)による建築物環境衛生管理技術者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七十八の三 経済産業大臣	情報処理の促進に関する法律による情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		七十九 預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)による預金等に係る債権の額の把握に関する事務であって主務省令で定めるもの
		八十 厚生労働大臣	視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)による視能訓練士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	こども支援課	八十一 市町村長(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		八十一の二 厚生労働大臣	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)による免許(同法第七十二条第一項に規定する免許をいう。)又は労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		八十二 農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であって主務省令で定めるもの
		八十二の二 市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
		八十三 厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付若しくは育児休業等給付の支給又は雇用安定事業若しくは能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		八十三の二 厚生労働大臣	作業環境測定法(昭和五十一年法律第二十八号)による作業環境測定士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		八十四 厚生労働大臣	賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)による未払賃金の立替払に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	納税課 医療年金課	八十五 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		八十六 厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		八十七 厚生労働大臣	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		八十八 厚生労働大臣	臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)による臨床工学技士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別添4 移転先一覧

○番号法第9条第1項<別表(第九条関係)>

令和8年8月16日

評価者番号	移転先	項目番号及び移転先	移転先における用途
		八十九 厚生労働大臣	義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)による義肢装具士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		九十 厚生労働大臣	港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)による港湾労働者証の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
		九十一 厚生労働大臣	救急救命士法(平成三年法律第三十六号)による救急救命士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		九十一の二 出入国在留管理庁長官	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)による特別永住者証明書の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
		九十二 厚生労働大臣	看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)による都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であって主務省令で定めるもの
		九十三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
		九十四 厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの
		九十五 都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		九十六 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は住宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		九十七 厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		九十八 厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下この表において「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		九十九 平成八年法律第八十二号附則第十三条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
5 11	納税課 介護高齢課	百 市町村長	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百一 都道府県知事	介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百二 厚生労働大臣	精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)による精神保健福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百三 厚生労働大臣	言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)による言語聴覚士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百四 都道府県知事	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百五 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。以下同じ。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百五の二 国土交通大臣	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)によるマンション管理士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百六 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百七 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第三条第三項第一号に規定する事業主	確定拠出年金法による企業型記録関連運営管理機関への通知、企業型年金加入者等に関する原簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百八 国民年金基金連合会	確定拠出年金法による個人型年金加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は個人型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百九 厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別添4 移転先一覧

○番号法第9条第1項<別表(第九条関係)>

令和8年8月16日

評価者番号	移転先	項目番号及び移転先	移転先における用途
		百十 農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	健康推進課	百十一 市町村長	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百十二 独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百十三 独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)による災害共済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百十四 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)による副作用救済給付、感染救済給付、給付金若しくは追加給付の支給又は同法附則第十五条第一項第一号若しくは第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百十五 独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	医療年金課	百十六 厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百十六の二 厚生労働大臣	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による衛生検査技師名簿への登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	障がい福祉課	百十七 都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百十七の二 総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百十八 厚生労働大臣	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)による特別遺族給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百十九 厚生労働大臣又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)による文書の受理及び送付又は保有情報の提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百二十 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第百十一号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百二十一 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)による特例納付保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百二十二 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百二十三 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百二十四 厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給又は就職支援措置の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百二十五 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年法律第五十六号」という。)附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別添4 移転先一覧

○番号法第9条第1項<別表(第九条関係)>

令和8年8月16日

評価者番号	移転先	項目番号及び移転先	移転先における用途
30	健康推進課	百二十六 厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	こども育成課	百二十七 市町村長	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	医療年金課	百二十八 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百二十九 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年法律第六十三号」という。)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金	平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百三十 平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十三号に規定する存続連合会又は企業年金連合会	平成二十五年法律第六十三号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百三十の二 都道府県知事又は国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長	国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百三十一 都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百三十二 文部科学大臣又は厚生労働大臣	公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)による公認心理師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百三十三 都道府県知事	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百三十四 内閣総理大臣	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
39 40	社会援護課 市民税課(市民税係不足額給付担当)	百三十五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
		百三十六 預金保険機構	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律による通知又は情報の提供に関する事務であって主務省令で定めるもの

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例<別表第2(第4条関係)>
令和7年4月1日施行

評価者番号	移転先	事務	特定個人情報
		1 外国人の生活保護関係事務であって規則で定めるもの	利用特定個人情報のうち、生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務を処理するために必要とされるもの(法令の規定により市長がその利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている利用特定個人情報に限る。)であって規則で定めるもの
11	介護高齢課	2 介護サービス等利用者負担軽減関係事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
36	医療年金課	3 子ども医療費助成関係事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
37	医療年金課	4 ひとり親家庭等医療費助成関係事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		5 精神障がい者入院医療費助成関係事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
38	医療年金課	6 重度心身障がい者医療費助成関係事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの